令和８年（フ）第１６１２号
愛知県あま市坂牧北浦７番地
債務者　竹内たゑ子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０４号
愛知県春日井市岩野町２丁目７番地３
債務者　山田真由奈
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８４号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟1401号
債務者　小倉　一郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１０号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字折橋719番地５
債務者　山本　八重
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０２号
愛知県東海市高横須賀町１丁目27番地　シャルマン・ＮＳ102号室
債務者　前本　竜文
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６号
岡山県倉敷市福田町古新田820番地13　メゾンミールＢ―201
債務者　友田　侑佑
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１５号
岡山県倉敷市昭和１丁目１番38―703号　チサンマンション倉敷
債務者　木下　光弘
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市田ノ上758番地７
債務者　永田　友惟
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市青江880番地　ファインシティ102
債務者　奥村　陽美（旧姓田邉）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５２９号
埼玉県川越市大字大袋190番地11
債務者　大塚　萌加
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６７号
埼玉県所沢市緑町１丁目５番８―301号
債務者　小林　　絢（旧姓増田）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第７３８号
神奈川県平塚市見附町２２番１７－７０４号　クラードゥレーヴ湘南平塚
債務者　阿蘇　奈南子
1　主文　当裁判所が令和８年６月９日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき、「千葉県市川市南行徳４丁目１８番２－３０２号　（U’ｓＲｅｓｉｄｅｎｃｅ南行徳）」とあるのを、「神奈川県平塚市見附町２２番１７－７０４号　クラードゥレーヴ湘南平塚」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第２３号
鹿児島県鹿屋市川西町4307番地１　フォレストコートＡ203号
破産者　内田　良太
1　破産債権の届出期間　令和８年８月28日まで
2　一般調査期日　令和８年９月24日午後１時30分
令和８年８月７日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第８１０号
静岡市清水区押切901番地の５　セジュール・ド・ソレールＢ102
破産者　石原　克眞
1　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
2　一般調査期日　令和８年10月21日午前10時20分
令和８年８月７日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５２号
（最後の住所）北九州市小倉南区富士見２丁目４番35―502号
破産者　亡橋本一彦相続財産
1　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
2　一般調査期日　令和８年10月16日午後１時30分
令和８年８月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３１９号
奈良市西大寺小坊町４番23―205号
破産者　新藤　弘崇
1　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
2　一般調査期日　令和８年10月19日午後１時55分
令和８年８月７日　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９６号
福岡県中間市土手ノ内３丁目16番23号　コーポサカエ201号、前住所福岡県中間市通谷６丁目26番10号
破産者　宮里　正明
1　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
2　一般調査期日　令和８年10月16日午前11時30分
令和８年８月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部